

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	前年度所得税推定計算システムの開発について
--------	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第11条第2項第5号（目的外利用）
- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 教育委員会事務局 学校運営課 幼稚園係）

事業の概要

事業名	子ども園管理
担当課	教育委員会事務局 学校運営課
目的	正しい保育料を算定するための資料とする。
対象者	子ども園在園者のうち0～3歳児クラス及び4・5歳児クラスで長時間保育利用者の保護者（平成21年度 約240名）
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 住民税情報を利用して推定所得税を計算する。2 学校運営課で所有する、所得税情報（本人提供のもの）とマッチングする。3 帳票を打ち出す。 帳票の内容・・・児童氏名・保護者氏名・所得税額・推定所得税額 等 所得税額と推定所得税額に相違がある者にアスタリスクをつける。4 学校運営課で所有する所得税情報と、税務情報から推定した所得税に相違のあるものについて調査し、保育料の階層に変更が生じるものについて確認を行う。必要に応じて、保護者に照会し保育料を算定し直す。

件名 前年度所得税推定計算システム開発のための住民税情報の目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	総務部税務課	利用課	教育委員会学校運営課
登録された個人情報業務の名称	特別区民税・都民税	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	子ども園管理
情報はどのような媒体に記録されているか	電磁媒体 (ホストコンピュータ)	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	電磁媒体(ホストコンピュータ)及び紙(リスト)
登録業務で保有している情報項目は何か	課税区分、非課税区分、普徴番号、特徴番号、配偶者専従の有無、専従者表示、寡婦(夫)、障害者、勤労学生、未成年・老年者、同居の妻、扶養人数、老人扶養人数、同居老親扶養人数/内、特別障害扶養人数、同居特障扶養人数/内、普通障害者扶養人数、特定扶養人数、営業等、農業、不動産、利子、株式配当、投信配当、外貨投信配当、株式配当外国・他、給与支払額、実額控除、給与所得、合計所得金額、総所得金額等、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模共済控除額、生命保険料控除額、配偶者特別控除額、寄付金控除額、損害保険料控除額、所得控除合計額、課税総所得金額等	左欄のうち利用する情報項目	1 総所得金額等 2 所得控除合計額 3 課税総所得金額
何のために保有しているのか	特別区民税・都民税の賦課、収納を行うため	何のために目的外利用するのか	正しい所得情報を設定し、正確な保育料の判定を行うため
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	*****	目的外利用の時期・期間	審議会承認後から以降継続

件名 前年度所得税推定計算システムの開発について

保有課 (担当課)	教育委員会事務局 学校運営課
登録業務の名称	子ども園管理
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 子ども園に在園する0～3歳児の保護者及び4・5歳児クラスで長時間保育利用児の保護者</p> <p>2 記録項目 児童個人番号、児童氏名、児童生年月日、児童住民番号、園コード、園名、保護者名、保護者住民番号、住所、総所得金額、所得控除、課税標準額、推定所得税、マスター所得税額</p> <p>3 記録するコンピュータ 大型汎用機 (情報政策課に設置するホストコンピュータ)</p>
新規開発・追加・変更の理由	<p>子ども園に在園する0～3歳児の保育料及び4・5歳児クラスで長時間保育利用児の保育料は、保護者の所得税により階層を判定して決定している。</p> <p>新宿区で賦課された区民税情報から所得税を推定計算して、保護者から提出された所得税情報と相違があるものについて、内容を確認することにより、確定申告により所得税に変更が生じた者や区の事務処理の誤りにより所得税を誤認していた者を洗い出し、正しい保育料を算定する。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<p>目的外利用する住民税情報を利用して推定所得税を計算し、学校運営課で保有する本人から提供された所得税情報とマッチングを行い、その結果を帳票に出力する。</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	
新規開発・追加・変更の時期	平成21年中